

第3 綿花類等の技術上の基準（条例第35条）

1 綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準（第1項）

(1) 電気器具及び火花を発生する機械器具等に対する指導について

綿花類、合成樹脂類、石炭・木炭類等の加工工程等において、可燃性の微粉が浮遊するおそれのある場合は、条例第32条の2第1項第7号の例により指導すること。◆

(2) 火気の使用（第1項第1号）

施設内ではできるだけ火気を使用しないよう指導すること。◆

ただし、換気設備又は集じん装置を設置する等、粉じん等の滞留防止を図り、かつ当該火気に対する安全対策を実施した場合には、取扱工程上等必要な火気を使用することができる。

(3) 綿花類等の整理（第1項第3号）

「危険物と区分して」とは、火災予防上安全な距離（1m以上）を確保することをいう。

また、「地震動等により、容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないよう必要な措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

(4) 廃棄物固形化燃料等の貯蔵及び取扱い基準（第1項第5号）

ア 「適切な水分管理」とは、当該物品の標準仕様書（TS）、標準報告書（TR）、安全データシート（SDS）等を踏まえて、適切に管理できる範囲の値により設定された管理をいう。

イ 「適切な温度」とは、当該物品の標準仕様書（TS）、標準報告書（TR）、安全データシート（SDS）等を踏まえて、適切に管理できる範囲の温度をいう。

ウ 温度、可燃性ガス濃度の監視については、次による。

(ア) 当該物品の標準仕様書（TS）、標準報告書（TR）、安全データシート（SDS）等を踏まえて、適切に管理できる範囲の値を設定する。

(イ) 温度計その他の測定装置による監視又は巡回、サンプリング等により、適切に管理できる値の範囲内で貯蔵されていることを随時確認する。

(ウ) 当該物品の変質等を防止するため換気、防湿、冷却等により貯蔵する場所の環境を管理したり、定期的に全量を払い出したりして長期貯蔵を回避するなど、必要な措置を講じる。

2 標識、掲示板（第2項第1号）

第1節第2.8を準用する。

3 綿花類等（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）を集積する場合（第2項第2号）

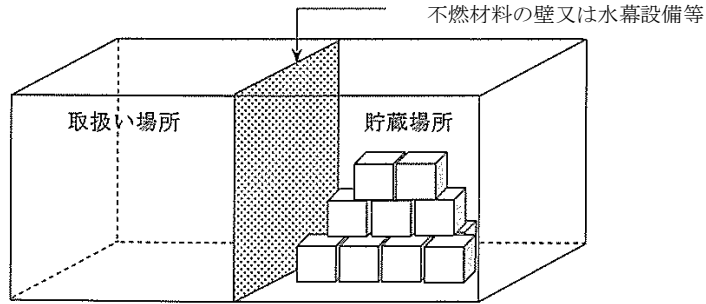
「適温に保つための散水設備等」とは、貯蔵する石炭・木炭類の発熱量、管理温度、冷却開始温度、冷却能力等を考慮した上で、有効な冷却効果を持つスプリンクラー設備及び水噴霧設備等をいうものであること。

4 合成樹脂類を集積する場合（第2項第3号）

(1) 「散水設備を設置する等必要な設備を講じた場合」とは、火災時の火炎高さ、火炎による輻射熱、散水設備等の輻射熱遮断率等を考慮した上で、火災の拡大又は延焼を防止するのに有効

な水幕設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備及び水噴霧設備等を設置した場合をいうものであること。

- (2) 「水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、火災時の火炎高さ、火炎による輻射熱、水幕設備等の輻射熱遮断率等を考慮した上で、火災の延焼を防止するのに有効な水幕設備又はドレンチャー設備等を設置した場合をいうものであること。



第3-1図 屋内の例

5 廃棄物固形化燃料等の位置、構造及び設備の基準（第2項第4号）

「発熱の拡大を防止するための散水設備」とは、貯蔵する廃棄物固形燃料等の発熱量、管理温度、冷却開始温度、冷却能力等を考慮した上で、発熱の拡大を防止するのに有効なスプリンクラー設備及び水噴霧設備等をいうものであること。